

議案第18号

三宅町附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

三宅町附属機関設置条例（昭和46年6月三宅町条例第8号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成29年3月10日提出

三宅町長 森田 浩司

三宅町附属機関設置条例の一部を改正する条例

三宅町附属機関設置条例（昭和46年6月三宅町条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

所属機関の属する執行機関	附属機関	附属機関の担当する事項
町長	三宅町同和対策協議会	同和問題についての重要事項の調査、審議並びに建議に関すること。
町長	三宅町都市計画審議会	都市計画についての重要事項の調査、審議並びに建議に関すること。

」

を

「

所属機関の属する執行機関	附属機関	附属機関の担当する事項
町長	三宅町都市計画審議会	都市計画についての重要事項の調査、審議並びに建議に関すること。

」

に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日より施行する。

三宅町附属機関設置条例(昭和46年6月三宅町条例第8号)新旧対照表

改正後(案)			現行		
<p>(附属機関の設置)</p> <p>第2条 次表左欄に掲げる執行機関に属する附属機関を中欄のとおり設置し、その担任する事項は、右欄に定めるとおりとする。</p>			<p>(附属機関の設置)</p> <p>第2条 次表左欄に掲げる執行機関に属する附属機関を中欄のとおり設置し、その担任する事項は、右欄に定めるとおりとする。</p>		
<u>所属機関の属する執行機関</u>	<u>附属機関</u>	<u>附属機関の担当する事項</u>	<u>所属機関の属する執行機関</u>	<u>附属機関</u>	<u>附属機関の担当する事項</u>
町長	三宅町都市計画審議会	都市計画についての重要事項の調査、審議並びに建議に関すること。	町長	三宅町同和対策協議会	同和問題についての重要事項の調査、審議並びに建議に関すること。
			町長	三宅町都市計画審議会	都市計画についての重要事項の調査、審議並びに建議に関すること。

